

空気の澄んだ高い空が気持ちのよい季節がやってきました。この時期は台風や前線の影響で、大雨、洪水、暴風、高潮による自然災害が発生しやすい季節です。早めの避難などの防災行動をとることができるよう、日頃から備えを万全にし、災害に備えましょう。



会員制服について

シルバー人材センターでは、入会時1着を無料貸与（就業先によって異なります。）し、2着目以降を有料（全額、個人負担）で行ってまいりましたが、会員の福利厚生の意味も込めまして、下表のとおりとさせていただきます。

☆被服等のあっせんについて

（単位：円）

	作業着（夏）		作業着（冬）		帽子(夏)	帽子(冬)
	男	女	男	女		
金額	4,266	3,726	3,564	4,104	1,242	1,296
センター補助額	2,266	1,726	1,564	2,104	742	796
自己負担額	2,000	2,000	2,000	2,000	500	500

ご意見お寄せください。

お仕事におけるご意見やご要望がありましたら、事務局までお願いします。お寄せいただいたご意見・ご要望は、今後の事業運営に活用させていただきます。



SMSについて

当センターから、数回に渡り、ショートメッセージ（SMS）が、送信されています。詳しくは、ショートメッセージの案内も今回の配分金明細に同封されています。ご参照ください。また、SMSが届いていないという方は、事務局までご一報ください。

最新の情報をいち早くお届けできます。



インボイス制度について

まだ、少し先の話しですが、2023年10月1日から、インボイス制度（正式には適格請求書等保存方式）が導入され、消費税の取扱いが変わります。会員のみなさんにお支払いしている配分金は、請負契約に基づいて働いた対価として支払われるお金で所得税法上では雑所得として扱われます。

そして配分金には、内税として消費税が入っています。シルバー会員は、いわゆる個人事業主として仕事をしますので、消費税納税義務者になりますが、消費税を納税する義務が発生するのは標準期間（2年前の1年間）における配分金の総額が1000万円以上の事業主ですので、納税義務は免除されています。付け加えるとシルバー会員に対する配分金については、消費税を含めて支払われているので、免税事業者としての利益を享受していることになります。

ところが、インボイス制度が導入されるとセンターは、配分金に含まれている消費税が仕入税額控除の対象にならないため、配分金に含まれる消費税相当額を新たなコストとして負担し、納税する必要が生じます。この新たなコストをどのようにして負担するのかが大きな問題となるわけです。公益法人であるセンターには、このコストを負担する財源がないことから、現実的な対応としては、発注者にその金額分を上乗せするか、会員の配分金を引き下げることで新たな費用をねん出することになりますが、ただその一方で、会員の皆さんは配分金の中から、経過措置はありますが、最終的には1割の消費税相当額分が減額されることになってしまいます。現在、センターの会員が得ている配分金は少額であり、生きがい就労の対価というべき水準にあります。このような会員のわずかな収入に対して形式的に事業者であることをもって一律に消費税を課すというのは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぐことになってしまいます。このため、全国シルバーセンター事業協会においては、少額の収入を得ている高齢者の手取額がさらに減少することのないよう、センターにおいて、簡便な方法により消費税の仕入控除ができるよう要望するとともに、厚生労働省をはじめ関係省庁、さらには自民党シルバー議員連盟に対して要望を行っています。

当センターとしてもみよし市議会に対し、意見書を国の関係期間に提出していただけるよう請願書を提出していく予定です。

今後の動向については、随時会員の皆さんにお知らせしてまいります。



編集後記

今、事務所で”たまミジンコ”と”ゾウリムシ”を養殖！？育てています。

最初は、メダカのエサ用と思っていましたが、今では可愛い！？職員の一員となっています。毎日、ピコピコ泳ぐ仕草は日々の疲れを忘れさせてくれる癒しとなっています。もし、”たまミジンコ”を飼ってみたいという方がいらっしゃいましたら、事務局鬼頭までご相談ください。一緒に育ててみませんか！？



【編集・KITO】